

令和 8 年度

定 時 総 会 議 案 書

日 時 令和 8 年 6 月 5 日 (金)

午後 2 時から

会 場 姫路市文化コンベンションセンター
(アクリエひめじ) 中ホール



公益社団法人 姫路市シルバー人材センター

めぐさう生涯現役!

姫路市シルバー人材センターの歌

作詞 中村 英美
作曲 伊勢田 喜蔵

一 共に明るく 手を取り合って

わがを磨いて はげみあう

こころのどかな 我等の仲間

姫路シルバーに さかえ あれ

二 文化遺産の 白鷺城しらさぎじょうや

北に広峯 書写の山

こころやすらか 我等の仲間

姫路シルバーに ひかり あれ

三 共にすこやか 声掛け合って

かおり豊かに さわやかに

こころはなごむ 我等の仲間

姫路シルバーに みのり あれ

姫路市シルバー人材センターの歌

中村 英美 作詞
伊勢田喜蔵 作曲

♩ = 112 はつらつと

The musical score is written in 4/4 time with a tempo of 112 beats per minute. It consists of five staves of music with lyrics underneath. The lyrics are: 1. とぶと もんも にかに あいす かさこ るんや むのか てしこ をらえ とまか りぎけ あじあ っうっ てやて 2. とぶと もんも にかに あいす かさこ るんや むのか てしこ をらえ とまか りぎけ あじあ っうっ てやて 3. わきか ざたお をにり みひゆ がろた いみか せてねに はしよ げしわ みのや あやか うまに こころは のやな どすご から なかむ わわ れれら のの なかなか ままま ひひひ めめめ じじじ シンシ ルルル バババ ーにに さかか えりり あああ れれれ

令和8年度 定時総会次第

開 会

1 理事長あいさつ

2 来賓祝辞

3 永年会員表彰

4 役員功労表彰

5 議長選出

6 議事録署名人の選出

7 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告について

第2号議案 令和7年度決算について

－ 監査報告 －

第3号議案 特別会員の承認について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 公益社団法人姫路市シルバー人材センター
一定款の改正について

第6号議案 理事長に対する権限委任について

8 報告事項

第1号報告 令和8年度事業計画について

第2号報告 令和8年度収支予算について

第3号報告 公益社団法人姫路市シルバー人材センター就業
規約の改正について

第4号報告 公益社団法人姫路市シルバー人材センター配分
金規約の改正について

9 閉会あいさつ

閉 会

第1号議案

令和7（2025）年度 事業報告

概要

令和7（2025）年度の我が国経済は、景気は緩やかに回復し、個人消費や設備投資は持ち直しの動きが見られました。雇用情勢は改善し、また、消費者物価は緩やかに上昇しました。政府は、「責任ある積極財政」の方針の下、経済対策を進めるとともに、中東情勢への対応として燃料油に対する激変緩和措置や石油備蓄の放出を決定しました。そのような中で、当センターの事業実績は、令和7（2025）年度の契約金額は前年度比約7百万円増の13億4千万円となり、会員数も各種取り組みの効果がはじめ令和7（2025）年度末で2,119名となり昨年度に引き続き増加しました。会員の平均年齢については、昨年度73.6歳、今年度は73.7歳と年々高齢化が進んでいる状況となりました。今後も引き続き発注者の要望に応えることのできる会員の確保、就業先の開拓を積極的に行い、就業の改善に努めてまいります。

この様な状況の下、当センターでは以下のような法人運営と方策をとってきましたので、その実施状況について報告します。

1 会員の確保及び育成 【公益目的事業】

- (1) 市内の商業施設でのPR活動及び電子掲示板への掲載、地域情報誌への広告掲載等を実施し会員の拡大を図った。また会員へデジタルによる情報提供に努めた。

【イオン姫路大津8月20日（水） 来場者135名】

【イオン姫路リバーシティ10月30日（木） 来場者131名】

- (2) インターネット情報ツールを利用し、会員への情報発信の充実を図った。

【公式LINE登録者342名】

- (3) 夫婦会員制度を継続して実施し、新入会員の増強に努めた。

【夫婦会員33組、新規入会57名】

- (4) 定例の入会説明会に加え、会場を変えた説明会を実施し、会員の増強に努めた。

【総合福祉会館3月16日（月） 参加者13名】

- (5) ハローワーク主催の各種セミナーにてセンター事業をPRし、入会の促進を図った。

- ・シニア就職面接会にてブースを設置

【11月13日（木）】

- ・ハローワークのセミナーでのセンターの紹介

【年間12回実施】

(6) 会員の資質向上と育成のため、各種講習会を実施した。

講習名	実施日	会場	受講者
草刈安全講習会	令和7年12月4日(木)	手柄山交流ステーション 研修室	67名
植木剪定安全講習会	令和8年3月10日(火) 令和8年3月11日(水)	姫路市名古山霊苑内	47名

(7) 会員募集チラシを市内関係団体に設置するとともに、地域班長が配布し会員の拡大に努めた。

【班長による配布60人、3,000部】

(8) PR用うちわを姫路駅前にて役職員により配布するとともに、市内ショッピングセンターに設置し会員増強に努めた。

【配布・設置数1,000枚】

(9) 会員紹介制度（会員口コミによる周知活動）を継続して実施し、新入会員の増強を図った。

【入会者27名】

(10) 女性限定入会説明会を開催し、女性会員の体験発表も交え、女性会員の増強に取り組んだ。

【11月17日(月) 参加者36名、入会者19名】

(11) オンライン入会説明会を継続して実施し、会員登録希望者への利便性を図り新入会員の拡大を図った。

【利用者20名、入会者11名】

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 [公益目的事業]

(1) 会報「SILVER HIMEJI」及び「会員だより」の発行により、会員及び関係団体等に情報提供し、ホームページを利用しセンター活動内容の発信を行った。

【SILVER HIMEJI 年2回発行、1回5,000部】

【会員だより 年4回発行】

(2) 未就業会員へのサポートとして、会員向けに「お仕事の案内」を作成し、情報提供に努めた。

【毎月2回更新し発行】

(3) (公社)兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という。）、(公社)全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）等と連携し高齢者の就業に関する情報を収集し、事業の充実に努めた。

3 就業相談の実施〔公益目的事業〕

(1) 就業相談を毎月2回実施し、未就業者の解消に努めた。

【相談回数24回、相談件数103件】

(2) 入会説明会后、入会者の希望職種・適性を把握し、希望職種に沿った就業相談を実施した。

(3) 会員からの電話や窓口対応で会員のニーズを把握し、就業のミスマッチの防止、未就業者への対応を行った。

4 就業機会の確保及び提供〔公益目的事業〕

(1) 提案型就業機会創出事業として「傾聴事業」を継続して実施し、姫路市のふるさと納税の返礼品とするなど事業の拡大に努めた。また「楽しく学ぶ傾聴講座」を開催し就業の充実に努めた。

【令和8年1月から開催中 参加者23名】

(2) 提案型就業機会創出事業として「パソコン及びスマホの訪問指導事業」を引き続き実施した。

【実績15件】

(3) 「空き家管理事業」について、継続して姫路市のふるさと納税の返礼品とするなどして受注増に努めた。

(4) 「会員クラウドサービス」を継続利用し、情報提供の充実に図った。

(5) 独自事業の「姫路城シルバー観光ガイド事業」について、事業運営の改善を図り事業の充実に図った。

【事業実績1千9百万円】

(6) 家事援助サービス事業において、就業に活かせる研修会を実施した。

講習名	実施日	会場	受講者
料理教室	令和7年11月21日(金)	姫路市市民会館	4名

(7) 9月にセンター普及啓発チラシを市内の全世帯に配布した。

【市内の約23万世帯】

(8) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業の実施事務所として、会員のシルバー派遣事業への拡大を行った。

【契約金額7千4百万円】

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

(1) 「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上、安全対策への取り組みを促進した。

【年4回発行】

- (2) 就業の受注時に危険・有害作業等の現場確認等を行い、事故の未然防止に努め、随時自主点検を実施し安全・適正就業に努めた。
- (3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき、ナイロンコードカッターの原則使用禁止を徹底し、会員の安全就業意識の向上、傷害事故及び賠償事故の防止に努めた。
- (4) 現場確認が必要な作業現場を重点に置き安全パトロールを実施し、安全対策の徹底に努めた。
- (5) 草刈り、植木剪定会員にヘルメット等安全用具の着用など安全就業基準の遵守を徹底した。また、作業内容や現場の状況に応じ安全用具等の着用を促進した。
- (6) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止に努めた。
- (7) 交通安全に関する講習会において安全就業についての会員の意識の向上を図り、事故の減少に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
自動車安全運転講習会	令和8年1月16日(金)	兵庫県自動車学校	19名
自転車安全講習会	令和8年2月26日(木)	姫路商工会議所	22名

- (8) 安全就業強化月間(7月)を設定し、安全だよりに関係記事を掲載し、健康・安全に対する意識の高揚を図った。
- (9) 「適正就業基準」に基づき、会員の就業時間や就業期間の適正化に努めた。
- (10) 「会員立替払等事務取扱要領」に基づき、会員の就業における適正な立替処理を徹底した。
- (11) 健康講座を開催し、就業中・就業途上等における事故防止に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
健康講座	令和7年9月12日(金)	花の北市民広場	7名
健康講座	令和7年9月29日(月)	灘市民センター	11名

6 運営体制の充実・強化 [法人としての一般事業]

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業の運営、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、着実な事業推進に向け組織的に取り組んだ。
 - ・理事会(年5回)
 - ・総務部会(1回)、広報・女性部会(2回)、安全・適正就業部会(1回)、業務部会(1回)
- (2) 連絡所の事務局体制の維持や受注への対応向上などの効果を見込んで夢前連絡所と安富連絡所を統合し、夢前・安富連絡所を設置した。
- (3) 地域班長会を開催し、会員と連携した組織運営に努めた。

【5月23日(金) 全体地域班長会開催】

- (4) 職員の能力向上のため関係団体の主催する研修会に参加し、適正な役割分担のもとに効果的な運営に努めた。
- (5) コーディネーター会議、現場担当者・連絡所長会議を活用し、職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を図り、事務局の円滑な運営に努めた。
- (6) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を実施し、会員の共働、共助意識の醸成に努めた。

【姫路城ボランティア清掃 12月14日(日) 参加者14名】

7 魅力あるセンターづくりの推進 [共益事業]

- (1) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに、会員相互の交流・親睦を深めるために「創立50周年記念・姫路シルバーまつり」を開催した。

【11月16日(日)開催】

- (2) 会員向けの事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図った。

【10月1日(水) 参加者15名】

【11月5日(水) 参加者19名】

会議開催状況

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R7.5.8	監事監査	商工会議所	R7.9.11	第1回業務部会	商工会議所
R7.5.13	第1回理事会	商工会議所	R7.9.26	第3回理事会	商工会議所
R7.5.23	全体地域班長会	商工会議所	R7.12.18	第2回広報・女性部会	商工会議所
R7.6.6	定時総会・第2回理事会	市民会館	R8.2.3	第4回理事会	(書面決議)
R7.6.20	第1回安全・適正就業部会	商工会議所	R8.3.19	第1回総務部会	商工会議所
R7.7.30	第1回広報・女性部会	商工会議所	R8.3.25	第5回理事会	商工会議所

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R7.4.17	西播ブロック会議	商工会議所	R7.10.14	第2回事務局長会議	オンライン
R7.5.9	監査	兵シ協	R7.12.1	第2回中長期計画推進委員会	兵シ協
R7.5.20	第1回理事会	兵庫県私学会館	R7.12.3	第4回理事会・役員研修会	兵庫県私学会館
R7.6.10	定時総会・第2回理事会・役員研修会	兵庫県私学会館	R8.1.16	西播ブロック職員研修会	市川町
R7.6.17	第1回事務局長会議	兵庫県農業共済会館	R8.1.21・22	次世代職員育成研修会	兵庫県私学会館
R7.7.16	新任役員・事務局長研修会	兵庫県私学会館	R8.2.9	第3回事務局長会議	兵庫県私学会館
R7.7.23	第1回安全衛生・適正就業推進委員会・衛生委員会	オンライン	R8.2.17	西播ブロック役員研修会	たつの市
R7.7.30	第2回中長期計画推進委員会	兵庫県私学会館	R8.3.9	第3回中長期計画推進委員会	兵シ協
R7.9.8	監事研修会	兵庫県中央労働センター	R8.3.13	第5回理事会	兵庫県私学会館
R7.9.19	第3回理事会	兵庫県私学会館	R8.3.25・26	管理職職員経営力向上研修会	兵庫県私学会館

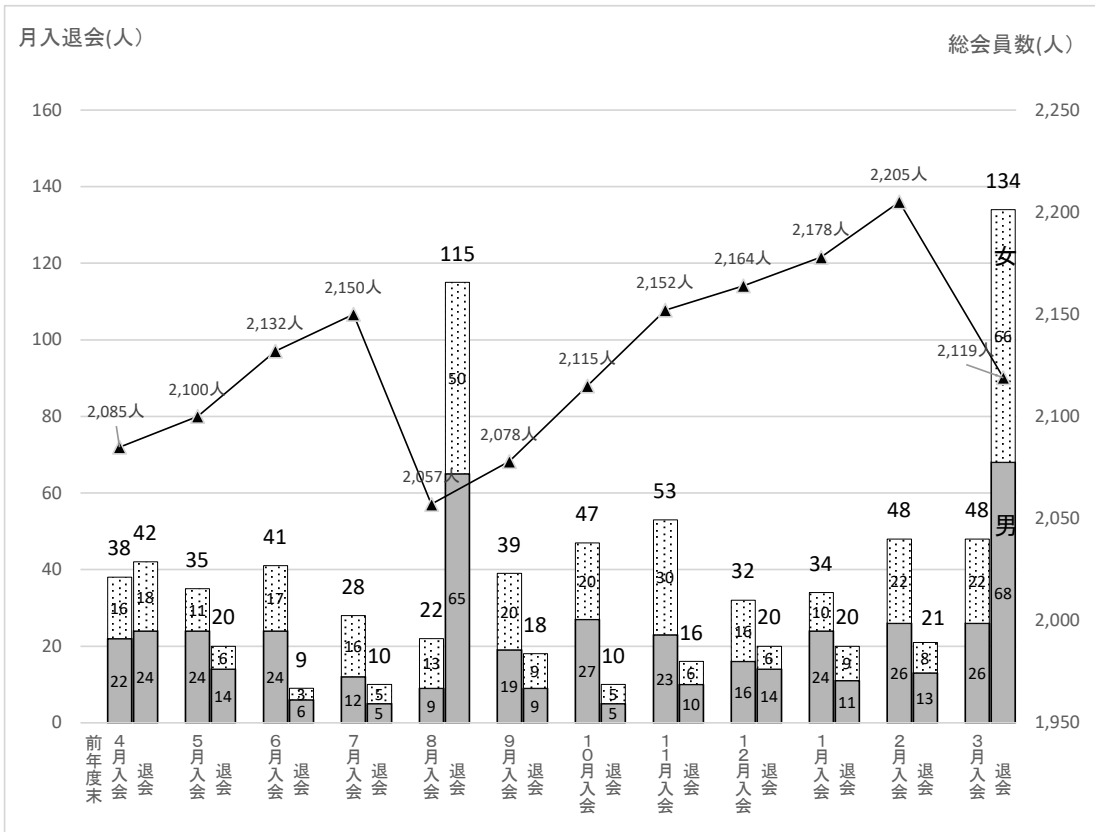
近畿シルバー人材センター連絡協議会

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R7.6.20	定期総会・役員研修会	クサツエストピアホテル	R7.8.25・26	管内職員研修会	ホテルアウイーナ大阪

(公社)全国シルバー人材センター事業協会

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R7.6.24	定時総会	日本教育会館 一ツ橋ホール			

令和7(2025)年度 会員入退会状況と月末会員数



会員数

	男	女	計
入会者数	252	213	465
退会者数	244	191	435
年度末会員数	1,228	891	2,119

会員平均年齢

	男	女	計
入会者	70.4	70.0	70.2
退会者	74.9	73.0	73.9
年度末現会員	73.9	73.4	73.7

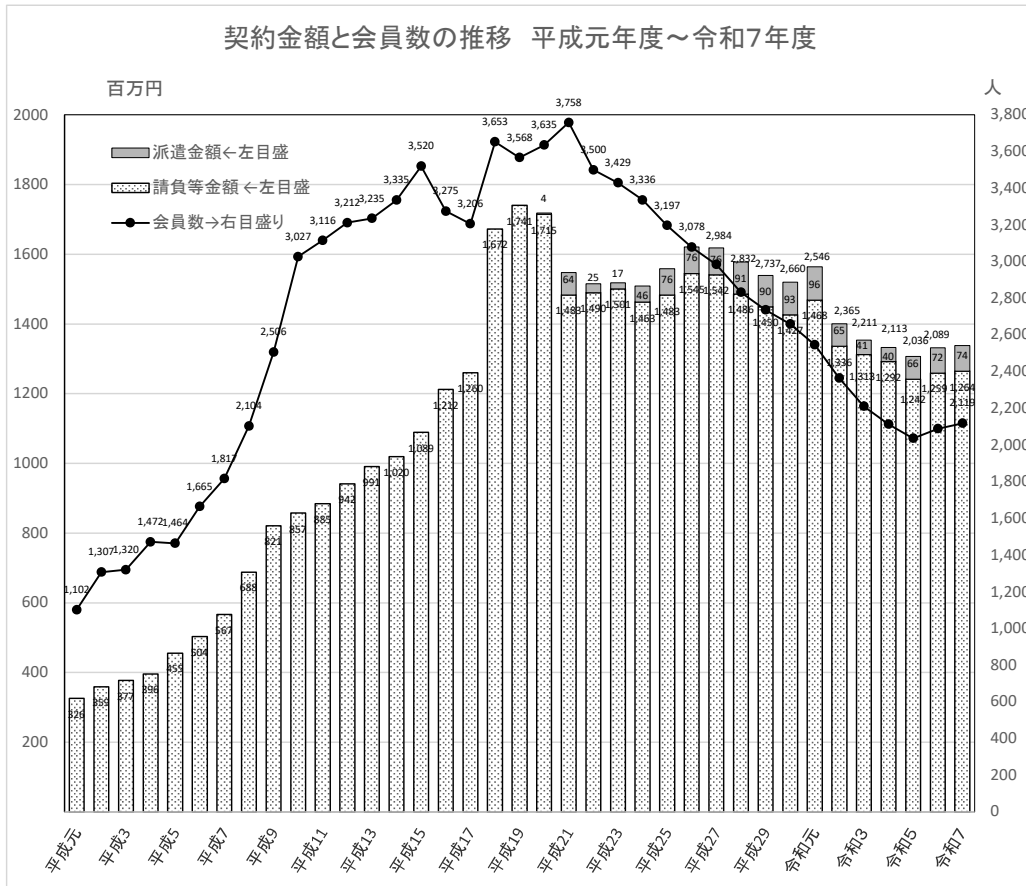
令和7年度職業別事業実績一覧表(請負・委任)

区分 職業	契約件数 件			契約金額 円			就業 延人員 人
	民間事業	公共事業	合計	民間事業	公共事業	合計	
管理的	0	0	0	0	0	0	0
専門的・技術的	38	1	39	982,059	12,320	994,379	173
事務的	396	26	422	42,280,654	3,973,092	46,253,746	7,351
販売	134	0	134	16,801,639	0	16,801,639	3,472
サービス	2,496	228	2,724	299,037,113	38,156,578	337,193,691	63,288
保安	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業	2,073	16	2,089	66,193,737	3,357,090	69,550,827	5,128
生産工程	394	0	394	89,235,953	0	89,235,953	13,278
輸送・機械運 転	12	0	12	2,914,890	0	2,914,890	365
建設・採掘	70	0	70	4,981,638	0	4,981,638	590
運搬・清掃・ 包装等	7,726	652	8,378	430,350,205	266,139,552	696,489,757	118,432
合計	13,339	923	14,262	952,777,888	311,638,632	1,264,416,520	212,077

年度別事業実績一覧表(請負・委任)

年度	会 員 数 (人)			就 業 実人員(人)	就 業 延人員(人)	契約件数 (件)	契約金額 (円)	配分金 (円)
	男	女	計					
平成元	730	372	1,102	754	73,709	3,015	326,152,135	297,099,817
平成2	805	502	1,307	655	76,173	3,263	358,980,198	331,067,503
平成3	797	523	1,320	667	78,778	3,293	376,871,556	351,185,686
平成4	849	623	1,472	682	80,327	3,284	395,873,127	368,386,852
平成5	830	634	1,464	815	90,466	3,670	455,417,104	421,570,375
平成6	974	691	1,665	1,050	100,692	4,379	503,510,275	464,086,028
平成7	1,083	734	1,817	1,193	111,190	5,344	566,788,643	521,311,284
平成8	1,255	849	2,104	1,380	131,463	6,542	688,192,721	632,232,299
平成9	1,547	959	2,506	1,547	149,888	7,646	821,199,915	754,350,017
平成10	1,910	1,117	3,027	1,842	164,803	8,710	857,469,346	787,627,021
平成11	1,996	1,120	3,116	1,807	175,298	9,339	884,758,780	813,150,533
平成12	2,069	1,143	3,212	1,834	188,587	9,897	941,780,235	868,206,747
平成13	2,088	1,147	3,235	1,933	199,776	10,348	990,568,528	911,021,907
平成14	2,162	1,173	3,335	1,974	209,065	10,578	1,019,741,964	938,937,988
平成15	2,264	1,256	3,520	2,266	225,409	11,661	1,089,164,428	1,002,715,016
平成16	2,078	1,197	3,275	2,303	264,374	13,011	1,211,957,160	1,111,936,957
平成17	2,024	1,182	3,206	2,313	278,802	13,857	1,260,156,979	1,161,034,267
平成18	2,335	1,318	3,653	2,809	350,704	17,577	1,672,388,775	1,540,436,003
平成19	2,251	1,317	3,568	2,865	369,783	18,741	1,740,931,494	1,605,697,592
平成20	2,309	1,326	3,635	2,935	367,967	18,975	1,714,604,640	1,581,677,795
平成21	2,351	1,407	3,758	2,826	319,659	17,871	1,483,441,272	1,363,011,005
平成22	2,168	1,332	3,500	2,865	311,446	17,727	1,489,868,658	1,366,762,792
平成23	2,081	1,348	3,429	2,627	315,831	18,645	1,500,954,115	1,374,006,918
平成24	1,996	1,340	3,336	2,568	318,082	19,151	1,462,773,389	1,340,274,757
平成25	1,899	1,298	3,197	2,488	316,351	19,520	1,482,989,713	1,353,352,425
平成26	1,826	1,252	3,078	2,435	316,649	19,823	1,545,133,031	1,400,810,629
平成27	1,770	1,214	2,984	2,395	317,285	19,591	1,541,658,804	1,399,622,733
平成28	1,683	1,149	2,832	2,269	307,636	19,272	1,486,224,243	1,341,969,939
平成29	1,640	1,097	2,737	2,223	297,080	18,747	1,449,734,923	1,307,972,315
平成30	1,595	1,065	2,660	2,217	286,015	18,229	1,426,649,121	1,284,315,356
令和元	1,501	1,045	2,546	2,119	284,714	18,123	1,468,456,331	1,310,743,178
令和2	1,402	963	2,365	1,970	256,136	16,980	1,336,014,247	1,188,956,613
令和3	1,308	903	2,211	1,883	250,560	16,485	1,312,817,700	1,170,222,568
令和4	1,253	860	2,113	1,867	242,009	16,250	1,292,366,216	1,148,442,428
令和5	1,211	825	2,036	1,779	226,800	15,582	1,241,607,827	1,103,892,936
令和6	1,220	869	2,089	1,750	219,352	14,751	1,259,242,194	1,091,992,443
令和7	1,228	891	2,119	1,751	212,077	14,262	1,264,416,520	1,093,295,108

※ H18(2006).4.1 夢前町、香寺町、安富町、家島町のシルバー人材センターを統合



年度別事業実績一覧表(派遣事業)

年度	契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
平成20	44	37	972	4,209,003
平成21	584	126	14,330	64,215,896
平成22	304	50	6,439	25,332,941
平成23	203	30	4,069	16,895,748
平成24	552	94	10,189	46,206,801
平成25	815	105	16,106	75,854,921
平成26	785	97	15,354	75,654,060
平成27	511	110	13,241	76,440,323
平成28	581	103	15,721	91,415,726
平成29	610	113	15,405	90,126,480
平成30	693	109	16,411	93,491,555
令和元	798	114	16,744	96,051,868
令和2	512	95	11,261	64,851,260
令和3	273	38	6,878	41,099,424
令和4	309	42	6,461	40,281,738
令和5	327	72	9,769	65,812,020
令和6	430	85	10,539	72,380,920
令和7	444	74	10,202	73,826,846

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会姫路市事務所

請負・委任と派遣の合計

年度	契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
平成20	19,019	2,972	368,939	1,718,813,643
平成21	18,455	2,952	333,989	1,547,657,168
平成22	18,031	2,915	317,885	1,515,201,599
平成23	18,848	2,657	319,900	1,517,849,863
平成24	19,703	2,662	328,271	1,508,980,190
平成25	20,335	2,593	332,457	1,558,844,634
平成26	20,608	2,532	332,003	1,620,787,091
平成27	20,102	2,505	330,526	1,618,099,127
平成28	19,853	2,372	323,357	1,577,639,969
平成29	19,357	2,336	312,485	1,539,861,403
平成30	18,922	2,326	302,426	1,520,140,676
令和元	18,921	2,233	301,458	1,564,508,199
令和2	17,492	2,061	267,397	1,400,865,507
令和3	16,758	1,919	257,438	1,353,917,124
令和4	16,559	1,907	248,470	1,332,647,954
令和5	15,909	1,846	236,569	1,307,419,847
令和6	15,181	1,825	229,891	1,331,623,114
令和7	14,706	1,814	222,279	1,338,243,366

※令和2年度より総合実人員を採用
(請負と派遣で就業がある場合は1人とカウント)

貸借対照表

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	236,720	231,720	5,000
普通預金	145,304,963	157,721,792	△ 12,416,829
未収金	112,122,986	111,432,449	690,537
前払金	899,608	984,498	△ 84,890
仮払金	0	0	0
立替金	0	0	0
流動資産合計	258,564,277	270,370,459	△ 11,806,182
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	13,536,673	11,335,417	2,201,256
減価償却引当資産	29,701,342	28,769,911	931,431
財政運営資金積立資産	117,748,790	117,746,090	2,700
記念事業積立資産	4,000,000	9,000,000	△ 5,000,000
事務所移転積立資産	34	34	0
特定資産合計	164,986,839	166,851,452	△ 1,864,613
(2) その他固定資産			
建 物	312,967	392,429	△ 79,462
建物付属設備	3,102,253	3,362,106	△ 259,853
車両運搬具	4	170,208	△ 170,204
什器備品	1,605,313	2,027,225	△ 421,912
電話加入権	544,110	544,110	0
敷 金	2,364,180	2,364,180	0
保証金	8,000	21,200	△ 13,200
預託金	18,500	18,500	0
その他固定資産計	7,955,327	8,899,958	△ 944,631
固定資産合計	172,942,166	175,751,410	△ 2,809,244
資産合計	431,506,443	446,121,869	△ 14,615,426
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	100,209,070	105,678,258	△ 5,469,188
預り金	1,234,543	982,277	252,266
前受金	112,800	81,600	31,200
流動負債合計	101,556,413	106,742,135	△ 5,185,722
2 固定負債			
退職給付引当金	13,536,673	11,335,417	2,201,256
固定負債合計	13,536,673	11,335,417	2,201,256
負債合計	115,093,086	118,077,552	△ 2,984,466
III 正味財産の部			
1 一般正味財産			
一般正味財産合計	316,413,357	328,044,317	△ 11,630,960
(うち特定資産充当額)	(164,986,839)	(166,851,452)	(△1,864,613)
正味財産合計	316,413,357	328,044,317	△ 11,630,960
負債及び正味財産合計	431,506,443	446,121,869	△ 14,615,426

令和7年度 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,264,416,520	1,259,242,194	5,174,326
受取配分金	1,093,295,108	1,091,992,443	1,302,665
受取材料費等	40,332,117	37,967,384	2,364,733
受取事務費	130,789,295	129,282,367	1,506,928
労働者派遣事業等受託収益	6,313,450	5,995,000	318,450
労働者派遣事業受託収益	6,313,450	5,995,000	318,450
職業紹介事業受託収益	0	0	0
職業紹介事業受託収益	0	0	0
受取会費	4,783,400	4,758,800	24,600
正会員受取会費	4,783,400	4,758,800	24,600
受取補助金等	52,558,000	50,122,000	2,436,000
受取連合交付金	14,000,000	14,000,000	0
受取市補助金	38,558,000	36,122,000	2,436,000
雑収益	97,517	867,204	△ 769,687
受取利息	27,759	835	26,924
雑収益	69,758	866,369	△ 796,611
経常収益計	1,328,168,887	1,320,985,198	7,183,689
(2) 経常費用			
事業費	1,320,297,934	1,305,529,740	14,768,194
支払配分金	1,093,295,108	1,091,992,443	1,302,665
支払材料費等	26,616,737	23,857,779	2,758,958
給料手当	34,922,479	30,940,925	3,981,554
臨時雇賃金	42,736,338	38,004,777	4,731,561
法定福利費	13,466,707	12,237,017	1,229,690
退職給付費用	4,411,072	3,552,757	858,315
福利厚生費	266,981	300,172	△ 33,191
会議費	374,469	53,124	321,345
旅費交通費	221,900	266,020	△ 44,120
通信運搬費	7,269,995	7,179,712	90,283
減価償却費	931,431	1,724,337	△ 792,906
什器備品費	137,500	311,740	△ 174,240
消耗品費	4,487,745	6,862,363	△ 2,374,618
修繕費	2,123,449	747,471	1,375,978
印刷製本費	3,936,543	3,960,290	△ 23,747
光熱水料費	968,482	1,029,011	△ 60,529
賃借料	21,171,454	17,512,458	3,658,996
保険料	9,290,496	12,248,004	△ 2,957,508
諸謝金	17,442,815	16,005,271	1,437,544

科 目	当年度	前年度	増減
租税公課	29,397,800	29,169,323	228,477
支払負担金	221,102	192,330	28,772
委託費	5,246,731	6,880,610	△ 1,633,879
教材費	245,740	78,705	167,035
雑費	1,114,860	423,101	691,759
管理費	19,501,913	18,593,147	908,766
役員報酬	10,403,152	10,063,260	339,892
給料手当	1,975,436	1,595,703	379,733
法定福利費	1,789,869	1,709,666	80,203
退職給付費用	330,474	296,758	33,716
福利厚生費	12,000	12,000	0
会議費	433,929	703,907	△ 269,978
旅費交通費	319,540	313,400	6,140
通信運搬費	397,200	670,759	△ 273,559
消耗品費	85,346	14,822	70,524
印刷製本費	442,100	574,938	△ 132,838
光熱水料費	46,553	44,748	1,805
賃借料	1,011,208	491,289	519,919
保険料	104,850	104,850	0
支払負担金	564,200	487,400	76,800
委託費	1,586,056	1,450,125	135,931
雑費	0	59,522	△ 59,522
経常費用計	1,339,799,847	1,324,122,887	15,676,960
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,630,960	△ 3,137,689	△ 8,493,271
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 11,630,960	△ 3,137,689	△ 8,493,271
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	492,559	△ 492,559
車両運搬具売却益	0	492,559	△ 492,559
経常外収益計	0	492,559	△ 492,559
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
建物除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	492,559	△ 492,559
当期一般正味財産増減額	△ 11,630,960	△ 2,645,130	△ 8,985,830
一般正味財産期首残高	328,044,317	330,689,447	△ 2,645,130
一般正味財産期末残高	316,413,357	328,044,317	△ 11,630,960
Ⅱ 正味財産期末残高	316,413,357	328,044,317	△ 11,630,960

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,254,602,491	5,165,071	4,648,958	1,264,416,520
受取配分金	1,093,295,108	0	0	1,093,295,108
受取材料費等	40,332,117	0	0	40,332,117
受取事務費	120,975,266	5,165,071	4,648,958	130,789,295
労働者派遣事業等受託収益	6,313,450	0	0	6,313,450
労働者派遣事業受託収益	6,313,450	0	0	6,313,450
職業紹介事業受託収益	0	0	0	0
職業紹介事業受託収益	0	0	0	0
受取会費	2,391,700	0	2,391,700	4,783,400
正会員受取会費	2,391,700	0	2,391,700	4,783,400
受取補助金等	40,096,745	0	12,461,255	52,558,000
受取連合交付金	14,000,000	0	0	14,000,000
受取市補助金	26,096,745	0	12,461,255	38,558,000
雑収益	80,907	16,610	0	97,517
受取利息	27,759	0	0	27,759
雑収益	53,148	16,610	0	69,758
経常収益計	1,303,485,293	5,181,681	19,501,913	1,328,168,887
(2) 経常費用				
事業費	1,315,116,253	5,181,681		1,320,297,934
支払配分金	1,093,295,108	0		1,093,295,108
支払材料費等	26,616,737	0		26,616,737
給料手当	34,922,479	0		34,922,479
臨時雇賃金	42,736,338	0		42,736,338
法定福利費	13,466,707	0		13,466,707
退職給付費用	4,411,072	0		4,411,072
福利厚生費	266,981	0		266,981
会議費	40,250	334,219		374,469
旅費交通費	179,900	42,000		221,900
通信運搬費	6,316,802	953,193		7,269,995
減価償却費	931,431	0		931,431
什器備品費	137,500	0		137,500
消耗品費	4,345,716	142,029		4,487,745
修繕費	2,123,449	0		2,123,449
印刷製本費	2,090,193	1,846,350		3,936,543
光熱水料費	968,482	0		968,482
賃借料	20,871,082	300,372		21,171,454
保険料	9,263,926	26,570		9,290,496

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
諸謝金	17,442,815	0		17,442,815
租税公課	29,397,800	0		29,397,800
支払負担金	0	221,102		221,102
委託費	3,930,885	1,315,846		5,246,731
教材費	245,740	0		245,740
雑費	1,114,860			1,114,860
管理費			19,501,913	19,501,913
役員報酬			10,403,152	10,403,152
給料手当			1,975,436	1,975,436
法定福利費			1,789,869	1,789,869
退職給付費用			330,474	330,474
福利厚生費			12,000	12,000
会議費			433,929	433,929
旅費交通費			319,540	319,540
通信運搬費			397,200	397,200
消耗品費			85,346	85,346
印刷製本費			442,100	442,100
光熱水料費			46,553	46,553
賃借料			1,011,208	1,011,208
保険料			104,850	104,850
支払負担金			564,200	564,200
委託費			1,586,056	1,586,056
雑費			0	0
経常費用計	1,315,116,253	5,181,681	19,501,913	1,339,799,847
評価損益等調整前当期経常増減額	△11,630,960	0	0	△11,630,960
特定資産評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△11,630,960	0	0	△11,630,960
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産売却(除却)損	0	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0	0
建物除却損	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△11,630,960	0	0	△11,630,960
一般正味財産期首残高	328,044,317	0	0	328,044,317
一般正味財産期末残高	316,413,357	0	0	316,413,357
Ⅱ 正味財産期末残高	316,413,357	0	0	316,413,357

令和7年度 財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上方法
退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業共済センター退職共済給付額を控除した金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税込方式によっている。

2 特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	11,335,417	2,201,256	0	13,536,673
減価償却引当資産	28,769,911	931,431	0	29,701,342
財政運営資金積立資産	117,746,090	2,920	220	117,748,790
記念事業積立資産	9,000,000	0	5,000,000	4,000,000
事務所移転積立資産	34	0	0	34
合 計	166,851,452	3,135,607	5,000,220	164,986,839

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	13,536,673	(0)	(13,536,673)	(13,536,673)
減価償却引当資産	29,701,342	(0)	(29,701,342)	(0)
財政運営資金積立資産	117,748,790	(0)	(117,748,790)	(0)
記念事業積立資産	4,000,000	(0)	(4,000,000)	(0)
事務所移転積立資産	34	(0)	(34)	(0)
合 計	164,986,839	(0)	(164,986,839)	(13,536,673)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	3,127,989	2,815,022	312,967
建物付属設備	3,362,106	259,853	3,102,253
車輛運搬具	5,617,235	5,617,231	4
什器備品	8,339,014	6,733,701	1,605,313
合計	20,446,344	15,425,807	5,020,537

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
運営補助金	兵庫県シルバー人材センター協会	0	14,000,000	14,000,000	0	
運営補助金	姫路市	0	38,558,000	38,558,000	0	
合計		0	52,558,000	52,558,000	0	

付属明細書

1 特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載していることと重複しているので省略しました。

2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	11,335,417	2,201,256	0	0	13,536,673

財 産 目 録

令和8年3月31日

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金	手元保管	両替用	236,720	
預金	普通預金			
	三井住友銀行姫路市役所出張所	運転資金として	117,627,747	
	三井住友銀行姫路市役所出張所(会費)	"	33,600	
	兵庫西農業協同組合姫路中央支店	"	17,309,274	
	但陽信用金庫香呂支店	"	10,255,142	
	郵便振替口座(会費)	"	79,200	
未収金	受託事業収入等	公益目的事業実施に伴う未収金	112,122,986	
前払金	賠償保険料・会場使用料等	保険料等	899,608	
仮払金			0	
立替金			0	
流動資産合計			258,564,277	
(固定資産)				
特定資産				
	退職給付引当資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	職員の退職金	13,536,673
	減価償却引当資産	兵庫西農業協同組合姫路中央支店(定期)	固定資産取得資金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)	"	19,701,342
	財政運営資金積立資産	姫路信用金庫野田支店(定期)	公益目的事業の運営のために保有する定期預金及び普通預金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)		49,947,580
		三井住友信託銀行姫路支店(定期)		10,000,000
		三井住友信託銀行姫路支店(普通)		47,801,210
	記念事業積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(定期)	記念事業資金	4,000,000
	事務所移転積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	事務所移転資金	34
その他の	建 物	ユニットハウス等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	312,967
	建物付属設備	事務所パーテーション、LAN配線、電気設備等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	3,102,253
固定資産	車両運搬具	自動車等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	4
	什器備品	芝刈機等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	1,605,313
	電話加入権	8回線		544,110
	敷 金	賃貸事務所敷金	公益目的保有財産であり、各事業で使用	2,364,180
	保証金	賃貸駐車場保証金	公益目的保有財産であり、各事業で使用	8,000
	預託金	自動車リサイクル料	公益目的保有財産	18,500
固定資産合計				172,942,166
資産合計				431,506,443
(流動負債)				
	未払金	会員配分金、賃金未払分等	公益目的事業に伴う配分金等の未払金額	100,209,070
	預り金	職員	職員の社会保険料	1,234,543
	前受金	会員	会費	112,800
流動負債合計				101,556,413
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職に支払に備えたもの	13,536,673
固定負債合計				13,536,673
負債合計				115,093,086
正味財産				316,413,357

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 7 日

公益社団法人姫路市シルバー人材センター
理事長 高島 隆三郎 様

監 事 堤 修  印

監 事 山 下 哲  印

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第3号議案

特別会員の承認について

定款第5条第1項第2号に基づき次の者を特別会員にすることについて総会の承認を求めます。

西 本 英 史

姫路市観光経済局理事

第4号議案

役員を選任について

定款第21条第1項に基づき、次のとおり役員を選任することについて総会の承認を求めます。

役職名	氏名	備考
理事	名倉隆行	姫路商工会議所 企画支援担当部長
理事	西本英史	姫路市観光経済局理事

第5号議案

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款の改正について

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款について、次のとおり改正したい。

1 改正内容

定款中の「財産目録」に係る条号を削除するもの

2 改正理由

内閣府の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い改正するもの

3 施行日

令和8年6月5日

4 改正案

次の表のとおり

新 旧 対 照 表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款)

現 行	改正案
<p>第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 活動計算書 (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書 <u>(6) 財産目録</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、<u>第4号及び第6号</u>の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p>	<p>第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 活動計算書 (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書 <u>(削除)</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号<u>及び第4号</u>の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1 この定款は、令和8年6月5日から施行する。</u> <u>2 改正後の第37条第1項及び第2項の規定にかかわらず、公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月20日内閣府公益認定等委員会制定）に規定される経過措置期間（令和10年4月1日前に開始する事業年度まで）は、なお従前の例によることができるものとする。</u></p>

第6号議案

理事長に対する権限委任について

本日の議決のうち、次に該当する字句修正の権限を理事長に委任することについて、総会の承認を求めます。

- 1 内容に変更をきたさない軽微な事項の修正並びに違算又は誤字の修正
- 2 法令に基づく処分又は行政庁の指示による修正

第1号報告

令和8（2026）年度事業計画

基本方針

我が国経済の先行きについては、景気は米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復しており、個人消費や設備投資は持ち直しの動きが見られる一方、住宅建設は弱含み、輸出・輸入はおおむね横ばいとなっており、雇用情勢も改善傾向にあるが、倒産件数は増加している。消費者物価は上昇テンポが緩やかになり、国内企業物価は緩やかに上昇している。

政府は「責任ある積極財政」の方針の下、財政出動を行い「強い経済」を構築することを目指しており、物価高対策や成長投資、防衛力・外交力の強化を進める中、日本銀行と連携し、2%の物価安定目標の実現を目指すとされている。

海外経済は、全体的に緩やかな持ち直しが続いている。特に米国では景気が拡大しているが、通商政策や物価動向に留意が必要とされている。

金融市場では、主要国の株価や金利はおおむね横ばいで推移しており、原油価格と金価格は上昇している。

一方で我が国の少子高齢化の進展による労働力不足は深刻な問題となっており、シルバー人材センターには高齢者の就業や社会参加の促進を担う役割がより一層求められている。当センターとしても関係団体との連携により地域での就業機会を確保し、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと高齢者の能力を発揮できる魅力ある組織として強化を図り、情報収集や情報提供に努め、地域社会に貢献することを目指す。また、効果的な公益活動が行われるよう自律的で透明性の高い法人運営に努めていく。

このような状況のもと、今年度は次に掲げる事業を実施する。

実施計画

1 会員の確保及び育成〔公益目的事業〕

- (1) 市内の商業施設でのPR活動、地域版情報誌への情報掲載、会員サービスの充実等により会員の拡大を図る。
年度末目標として会員数2,200人を目指す。
- (2) インターネット情報ツールを活用し、情報発信の充実を図る。
- (3) 会員増強策として夫婦会員制度を継続実施し、魅力のある組織づくりを目指し会員確保に取り組む。
- (4) 従来の入会説明会に加え、効果的な説明機会を設け、入会希望者の利便性の向上を図る。
- (5) 入会者増加に向け、姫路市やハローワークなどの主催する行事、高齢者が集うセミナーなどで、シルバー人材センターの魅力を市民にPRしていく。
- (6) 各種講習会の内容を充実させ、会員の資質向上及び育成を図る。
- (7) 会員募集チラシを市内関係団体において設置するとともに、センターによる配布などにより会員の拡大に努める。
- (8) 未就業会員への就業サポートを充実させるとともに会員の能力や適性にマッチした

就業先の開拓に努めることにより退会者の抑制につなげる。

- (9) 会員相互の交流の機会を充実させ会員の仲間意識、所属意識を醸成し会員を確保する。
- (10) 会員によるシルバー人材センター事業の周知活動を継続して奨励し、会員紹介制度を充実させ新入会員を増加させる。
- (11) 連絡所においては、地域密着型の活動を展開し新入会員の確保に努める。
- (12) 女性会員増強のための情報収集に努め、その特性を生かせる仕事の開拓等に繋げる。

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 [公益目的事業]

- (1) 会報「SILVER HIMEJI」及び「会員だより」を通して、会員及び関係団体等に種々の情報を提供する。また、会員の就業機会の確保や事業の普及啓発活動を推進するため、ホームページを最大限に利用しPRの強化を図る。
- (2) 常時、会員の適性や希望並びに就業先からの要請、新規就業先等の把握に努めることにより、会員及び就業先にとって最適のタイミングで就業を確保していく。
- (3) 姫路市、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会(以下「兵シ協」という。)、(公社)全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)等と連携し高齢者の就業に関する情報を収集し、事業の充実に努める。

3 就業相談の実施 [公益目的事業]

- (1) 新入会員登録手続き後、従来の就業相談に加えて、希望職種に沿った就業相談を実施する。
- (2) 就業相談を毎月実施し、未就業者の解消に努め就業率の向上を図る。
- (3) 就業相談では、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止に努める。
- (4) インターネット情報ツールを活用し、受注している未就業の仕事の情報を掲載することで就業促進を図る。

4 就業機会の確保及び提供 [公益目的事業]

- (1) 会員からの提案により会員自らが創意工夫する仕事を採用することで就業機会の拡大・確保を図る、提案型就業機会創出事業を実施する。
- (2) SDGs(持続可能な開発目標)の実現のため、センター及び会員ができることに積極的に取り組み、地域に根差した組織の発展を目指す。
- (3) 会員クラウドサービスを利用し、各種情報提供を行う。
- (4) 傾聴事業のPRを引き続き行い、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (5) パソコン及びスマホの訪問指導事業の周知を図り、事業の拡大を目指す。
- (6) 空き家管理事業を市関係部署と連携し引き続きPRを行い、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (7) シルバー観光ガイド事業の適正な運営を図り事業の拡充を目指す。
- (8) 家事援助、子育て支援サービス事業について、就業に生かせる講習会を開催する。

- (9) サービス業等の人手不足分野、介護・育児などの現役世代を支える分野への派遣による就業の促進を図る。
- (10) 全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてリーフレットを全戸配布し、就業機会の増加に努める。
- (11) 事業所及び一般家庭に対してPR活動や役職員による就業開拓を積極的に行い就業機会の確保に努める。
- (12) 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス法)の施行(令和6年11月)に伴い、一部の契約について厚生労働省から示された新たな契約方式へ移行する。
- (13) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の実施事業所として、会員のシルバー派遣事業への就業を支援する。
- (14) 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、職業紹介事業に取り組む。

5 安全・適正就業対策の推進(「事故0」を目指す) [公益目的事業]

- (1) 会員だよりの発行に併せて、「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上に努め、きめ細かな安全対策への取り組みを実施する。また、自己の身体機能を把握するために定期健康診断受診などを呼びかけ安全就業を確保する。
- (2) 適正な受託と就業のため、受注時には危険・有害作業等の峻別、現場確認等を行うなど事故の未然防止、担当職員による自主点検表を用いて適正就業に努める。
- (3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき安全就業を徹底し、会員の安全就業意識の向上、就業中の傷害事故及び賠償事故の防止に努める。
- (4) 安全パトロールの実施内容を強化し、会員に対する安全・適正就業の徹底を図る。重篤事故発生業務については、重点的にパトロールを実施する。
- (5) 事故が発生した場合においては、適宜現場検証を実施し、原因を調査の上、再発防止に努める。
- (6) 草刈り、植木剪定会員に対し、ヘルメット・安全帯等安全用具の着用及び安全就業基準の遵守を徹底する。
- (7) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止を図る。
- (8) 講習会等の機会を活用し、安全就業についての意識を高めるとともに、事故会員には講習会参加を強く呼びかけ全員参加を図る。
- (9) 自動車・自転車の交通安全講習会を実施するなど、会員の安全に対する自覚を促し意識の向上を図ることにより、就業途上、帰宅途上の交通事故減少を図る。
- (10) 安全就業強化月間(7月)を設定し、健康・安全に対する意識を高める。
- (11) 作業現場でチェーンソーを使用する会員については、講習会への参加を呼びかけ、作業時の保護衣着用の徹底を図る。
- (12) 会員の就業時間・就業期間の適正化を図る。

- (13) 会員就業時の経費の適切な立替処理を徹底する。
- (14) 転倒防止対策として、健康講座を開催し安全就業につなげる。
- (15) 従来の草刈機より安全なハサミ式草刈機を試験的に導入し、安全対策の強化を図る。

6 運営体制の充実強化 [法人としての一般事業]

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業運営の最適化、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、事業計画の着実な推進に向け組織的に取り組む。
- (2) 事務局と地域班長との連携により、会員と一体となった組織運営に努める。
- (3) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を充実させ、会員の共働、共助意識の醸成に努める。
- (4) 国・県・市が実施する補助事業に積極的に取り組み、公共政策実現の一翼を担うとともに財政及び組織基盤を充実させる。
- (5) 職員の資質の向上を図り、その能力を最大限に引き出すため多様な研修に積極的に参加し、適正な役割分担のもとに組織体制の強化を図る。
- (6) 職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を推進することにより事務局全体の能力向上を図る。
- (7) センターを取り巻く環境の変化に敏速に対応し、適正な事業運営を目指す。
- (8) デジタル社会に対応するため、事務局の体制を強化しデジタル化を推進していく。

7 魅力あるセンターづくりの推進 [共益事業]

- (1) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催する。
- (2) 会員福利事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図る。

第2号報告

令和8（2026）年度 収 支 予 算 書

（資金調達及び設備投資の見込みについて）

（単位：千円）

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,212,772	1,525,800	△ 313,028
受取配分金	1,050,750	1,340,000	△ 289,250
受取材料費等	14,985	25,000	△ 10,015
受取事務費	147,037	160,800	△ 13,763
包括的契約に係る収益	45,011	0	45,011
受取センター業務委託料	32,495	0	32,495
受取材料費等（包括的契約）	12,516	0	12,516
労働者派遣事業等受託収益	7,200	8,000	△ 800
労働者派遣事業受託収益	7,200	8,000	△ 800
職業紹介事業受託収益	1	1	0
職業紹介事業受託収益	1	1	0
受取会費	5,280	5,280	0
正会員受取会費	5,280	5,280	0
受取補助金等	53,358	52,558	800
受取連合交付金	14,000	14,000	0
受取市補助金	39,358	38,558	800
雑収益	150	140	10
受取利息	10	10	0
雑収益	140	130	10
経常収益計	1,323,772	1,591,779	△ 268,007
(2) 経常費用			
事業費	1,301,060	1,575,070	△ 274,010
支払配分金	1,050,750	1,340,000	△ 289,250
支払材料費等	14,985	25,000	△ 10,015
支払材料費等（包括的契約）	12,516	0	12,516
給料手当	38,943	34,542	4,401
臨時雇賃金	47,683	43,937	3,746
法定福利費	15,523	14,123	1,400
退職給付費用	3,552	3,512	40
福利厚生費	538	386	152
会議費	131	131	0
旅費交通費	412	412	0
通信運搬費	10,038	9,543	495
減価償却費	973	673	300
什器備品費	409	121	288
消耗品費	5,517	5,199	318
修繕費	2,166	1,411	755

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
印刷製本費	3,854	3,527	327
光熱水料費	1,034	1,237	△ 203
賃借料	21,732	21,377	355
保険料	9,206	11,478	△ 2,272
諸謝金	21,119	18,698	2,421
租税公課	32,062	32,724	△ 662
支払負担金	300	400	△ 100
委託費	6,559	5,846	713
教材費	645	396	249
雑費	413	397	16
管理費	22,712	21,709	1,003
役員報酬	11,185	10,321	864
給料手当	2,104	1,976	128
法定福利費	1,911	1,840	71
退職給付費用	386	372	14
福利厚生費	32	32	0
会議費	983	984	△ 1
旅費交通費	612	798	△ 186
通信運搬費	1,144	1,159	△ 15
消耗品費	50	50	0
印刷製本費	611	578	33
光熱水料費	59	74	△ 15
賃借料	954	992	△ 38
保険料	120	120	0
支払負担金	589	611	△ 22
委託費	1,932	1,762	170
雑費	40	40	0
經常費用計	1,323,772	1,596,779	△ 273,007
評価損益等調整前当期經常増減額	0	0	0
特定資産評価損益等	0	△ 5,000	5,000
評価損益等計	0	△ 5,000	5,000
当期經常増減額	0	△ 5,000	5,000
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 5,000	5,000
一般正味財産期首残高	212,444	217,444	△ 5,000
一般正味財産期末残高	212,444	212,444	0
Ⅱ 正味財産期末残高	212,444	212,444	0

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：千円)

科目	予算額	前年度当初予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
固定資産売却収入	1	1	0
車輛運搬具売却収入	1	1	0
敷金・保証金等戻り収入	1	1	0
預託金戻り収入	1	1	0
特定資産取崩収入	2,295	5,802	△ 3,507
退職給付引当資産取崩収入	1	1	0
減価償却引当資産取崩収入	2,293	800	1,493
財政運営資金積立資産取崩収入	1	1	0
記念事業積立資産取崩収入	0	5,000	△ 5,000
事務所移転積立資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	2,297	5,804	△ 3,507
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	1	1	0
車輛運搬具購入支出	1	1	0
敷金・保証金等支出	1	1	0
預託金支出	1	1	0
特定資産取得支出	8,074	2,703	5,371
退職給付引当資産取得支出	1,100	1,200	△ 100
減価償却引当資産取得支出	973	1,500	△ 527
財政運営資金積立資産取得支出	1	1	0
記念事業積立資産取得支出	1,000	1	999
事務所移転積立資産取得支出	5,000	1	4,999
投資活動支出計	8,076	2,705	5,371
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
財務活動収入計	0	0	0
〈財務活動支出〉			
財務活動支出計	0	0	0

1. 配分金収入の増加に連動する支出に限り予算を超えて執行することができる。

令和8(2026)年度 収支予算書内訳表

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,204,064	1,553	7,155	1,212,772
受取配分金	1,050,750			1,050,750
受取材料費等	14,985			14,985
受取事務費	138,329	1,553	7,155	147,037
包括的契約に係る収益	45,011			45,011
受取センター業務委託料	32,495			32,495
受取材料費等(包括的契約)	12,516			12,516
労働者派遣事業等受託収益	7,200			7,200
労働者派遣事業受託収益	7,200			7,200
職業紹介事業受託収益	1			1
職業紹介事業受託収益	1			1
受取会費	2,640		2,640	5,280
正会員受取会費	2,640		2,640	5,280
受取補助金等	40,441		12,917	53,358
受取連合交付金	14,000			14,000
受取市補助金	26,441		12,917	39,358
雑収益	150			150
受取利息	10			10
雑収益	140			140
経常収益計	1,299,507	1,553	22,712	1,323,772
(2) 経常費用				
事業費	1,299,507	1,553		1,301,060
支払配分金	1,050,750			1,050,750
支払材料費等	14,985			14,985
支払材料費等(包括的契約)	12,516			12,516
給料手当	38,943			38,943
臨時雇賃金	47,683			47,683
法定福利費	15,523			15,523
退職給付費用	3,552			3,552
福利厚生費	538			538
会議費	116	15		131
旅費交通費	334	78		412
通信運搬費	10,038			10,038
減価償却費	973			973
什器備品費	409			409
消耗品費	5,397	120		5,517
修繕費	2,166			2,166
印刷製本費	3,844	10		3,854
光熱水料費	1,034			1,034
賃借料	21,349	383		21,732

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
保険料	9,179	27		9,206
諸謝金	21,007	112		21,119
租税公課	32,062			32,062
支払負担金		300		300
委託費	6,051	508		6,559
教材費	645			645
雑費	413			413
管理費			22,712	22,712
役員報酬			11,185	11,185
給料手当			2,104	2,104
法定福利費			1,911	1,911
退職給付費用			386	386
福利厚生費			32	32
会議費			983	983
旅費交通費			612	612
通信運搬費			1,144	1,144
消耗品費			50	50
印刷製本費			611	611
光熱水料費			59	59
賃借料			954	954
保険料			120	120
支払負担金			589	589
委託費			1,932	1,932
雑費			40	40
経常費用計	1,299,507	1,553	22,712	1,323,772
評価損益等調整前当期経常増減額				
特定資産評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額				
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産売却(除却)損				
車両運搬具除却損				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高	212,444			212,444
一般正味財産期末残高	212,444			212,444
Ⅱ 正味財産期末残高	212,444			212,444

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の内容	支出予定額	資金調達方法
なし	0	

第3号報告

公益社団法人姫路市シルバー人材センター就業規約の改正について

公益社団法人姫路市シルバー人材センター就業規約について、次のとおり改正をしたので報告します。

1 改正内容

包括的契約への移行にともない、配分金には「センター、センター会員及び発注者の三者間の包括的な契約における会員業務委託料」を含むこととする改正をした。

2 改正理由

包括的契約への移行にともなうもの

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

次の表のとおり

新 旧 対 照 表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター就業規約)

現 行	改正案
(仕事の配分等) 第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、 <u>配分金等</u> について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。	(仕事の配分等) 第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、 <u>配分金（センター、センター会員及び発注者の三者間の包括的な契約における会員業務委託料を含む。）</u> 等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u>

第4号報告

公益社団法人姫路市シルバー人材センター配分金規約の改正について

公益社団法人姫路市シルバー人材センター配分金規約について、次のとおり改正をしたので報告します。

1 改正内容

包括的契約への移行にともない、配分金には「センター、センター会員及び発注者の三者間の包括的な契約における会員業務委託料」を含むこととする改正をした。

2 改正理由

包括的契約への移行にともなうもの

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

次の表のとおり

新 旧 対 照 表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター配分金規約)

現 行	改正案
(目 的) 第1条 この規約は、公益社団法人姫路市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。	(目 的) 第1条 この規約は、公益社団法人姫路市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（センター、センター会員及び発注者の三者間の包括的な契約における会員業務委託料を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。 附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

永年会員表彰者名簿

(敬称略)

No.	地域班	会員氏名	No.	地域班	会員氏名
1	豊 富	有方 博	32	妻 鹿	谷脇 進
2	広 峰	有馬 眞一	33	荒川第二	中野 照久
3	山 田	稲垣 千代	34	大 津	中野 祐介
4	英賀保	岩佐 素明	35	安 室	仲村 信子
5	安 室	岩戸 和信	36	砥 堀	中村 春美
6	置 塩	上岡 隆	37	広 峰	西坂 多津江
7	増 位	上田 武文	38	安 室	二星 至
8	花 田	戎原 昭治	39	四 郷	信乃 和代
9	御国野	太田 幸徳	40	御国野	野村 智美
10	中 寺	大塚 敏彦	41	八 幡	葉廣 ひと美
11	高 岡	尾田 憲次	42	安富南	福岡 和子
12	妻 鹿	勝間 壮八郎	43	東	福田 利広
13	白 浜	金村 実雄	44	豊 富	福永 惣市
14	増 位	鎌本 ゆみ代	45	大 塩	福本 勝己
15	英賀保	衣笠 好子	46	糸 引	藤井 元恵
16	香 呂	木下 祥二	47	水 上	堀 浩一
17	荒 川	木村 二郎	48	妻 鹿	松下 俊和
18	網干西	熊谷 荒治郎	49	安 室	松村 忠博
19	南大津	古賀 久子	50	城 陽	松本 吉彦
20	大 津	後藤 美枝子	51	津 田	三木 雅夫
21	高岡西	近藤 元	52	安富南	三幡 清蔵
22	東	佐々木 敏治	53	津 田	三好 衣子
23	白 浜	澤田 房子	54	城 陽	森元 弘美
24	御国野	三美 泰和	55	広 峰	守山 悦子
25	上 菅	菅長 義文	56	高 岡	山口 たかみ
26	水 上	鈴木 さよ子	57	八 幡	山下 静江
27	安富南	炭谷 たづ子	58	英賀保	山下 弘幸
28	勝 原	高井 廣行	59	船 場	山田 則子
29	宮	高島 敏樹	60	糸 引	山本 俊彦
30	勝 原	竹中 幸夫	61	八 幡	吉田 義樹
31	城 東	田中 利和			

役員功労表彰について

姫路市シルバー人材センター表彰規程第2条第1項第3号に基づき、センターの理事を3期以上務めて、このたび退任することになった次の者に記念品を添えて感謝状を贈呈するもの

氏 名 浅田 敦之
 平成29年5月30日～令和8年6月5日(理事)

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人姫路市シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高年齢者に対する就業相談の実施
- (4) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
- (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
- (6) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県姫路市およびその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する姫路市に居住する者で、臨時的か

つ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの

(2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が推薦し、総会（第11条に規定する総会をいう。以下同じ。）の承認を得たもの

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経営的に生ずる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) すべての正会員及び特別会員（以下「総正会員等」という。）が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、総正会員等をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び活動計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
項
(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員等の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員等は、他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事に対しては、理事会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、監事に対しては、監事の協議によって定める報酬等の支給基準に従って算定した額をそれぞれ報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第111条第1項の役員損害賠償責任

について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 この法人は、外部理事(一般法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事をいう。以下同じ。)又は外部監事(一般法人法第115条第1項に規定する外部監事をいう。以下同じ。)のこの法人に対する損害賠償責任について、当該外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以内で、あらかじめこの法人が定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部理事又は外部監事と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員等の名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若

しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を得て理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第44条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は糺川恵司、副理事長は富田均及び堤修、常務理事は田中博とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 2 条及び第 3 7 条第 1 項の規定にかかわらず、公益法人会計基準の運用指針（令和 6 年 1 2 月 2 0 日内閣府公益認定等委員会制定）に規定される経過措置期間（令和 1 0 年 4 月 1 日前に開始する事業年度まで）は、なお従前の例によることができるものとする。

シルバー人材センターの基本理念

「自主・自立」

「共働・共助」

シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」という言葉をモットーに、次のような理念のもとに事業運営されています。

第一に、地域の高年齢者がその生活をしている地域を基盤として、自主的に連帯し、ともに働き、ともに助け合っていくことを目指しています。

第二には、働く意欲と能力をもった高年齢者であれば、誰でも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の構築と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

第三には、高年齢者の就業を促進することにより、高年齢者自身の活動的な生活能力を引き出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては、地域社会の活性化につなげていきます。